

1. 議事日程第6号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月21日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第27号 大口町道路線の認定についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登 議会事務局長 佐 藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出をされましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 議案第5号から議案第27号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第27号 大口町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 吉田正輝君。

総務文教常任委員長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る3月10日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託を受けました8議案の審査内容と、その結果について御報告いたします。

委員会は、去る3月13日木曜日午前9時30分から午後3時43分まで第1委員会室におきまして、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席により開催いたしました。

付託を受けました議案については、総務部と教育部所管にそれぞれ分け、審査を行いました。

それでは、付託されました順に報告いたします。

まず、議案の説明は、本会議において既に受けておりますので、すべて省略することとし、直ちに審査に入りました。

初めに、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

これに対しましては、休業等の承認をしない場合、ということが想定されるのか、また事

前に許可を得るようにすべきではないかとの質問に対し、育児休業や育児短時間勤務をとりたいと申し出があった場合、それに伴う臨時職員や、その他代替とする職員がいない場合、どうしても予算対応できるまで待ってもらうことが想定されるが、提出された場合には許可せざるを得ないと考えている。また、事前の申し出については、今後、内規等を検討するとの回答がありました。

その他特に質疑もなく、採決の結果、議案第5号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について。

これに対しましては、地域手当をゼロにする合理的な根拠をきちんと説明してほしい。また、納得できないのであれば、国に対して異論を唱えたり、是正措置や基準の見直しを求めたりしたのかとの質問に対し、人事院では、民間企業では企業規模100人から50人以上に、約1万200事業所、約43万人の個人別給与を実施調査した結果、4.8%減により官民格差が出た。その格差を埋めるために、国は厚生労働省の賃金構造基本統計調査のデータをもとに地域手当の級別パーセントを設定したが、その基準についても詳しく説明があった。また、町長からは、今回の地域手当の問題については、個人的な見解からは全く不本意であるが、住民の理解が得られるかどうかということで担当者は苦慮していると思うので、国への対応や今後の対応について考えていきたいとの回答がありました。

採決の結果、議案第6号は賛成多数をもって可決されました。

続いて、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

これについては地域振興課で行っている子供に対する放課後事業とよく似たもので、そうしたものと協働で行われるのかとの質問に対し、NPOのウィル大口スポーツクラブや文化の森にその活動を委託して行っているとの回答がありました。

その他特に質疑もなく、採決の結果、議案第7号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について。

これについては質疑もなく、採決の結果、議案第8号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)総務部関係について、歳入歳出一括で審査に入りました。

巡回バスに対する補助金は幾らになるのかとの質問では、愛知県市町村振興事業補助金追加122万円を足し、341万3,000円になるとの回答がありました。

教育部関係では、大口中学校の建設事業で1億2,166万4,000円の減額の内容について質問し、第2工区における最終的な出来高を計算し、平成20年度に支払うべき額が確定してきたので、今回、減額の補正をお願いするものであるとの回答がありました。

その他特に質疑もなく、採決の結果、議案第13号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）の総務部関係について、歳入歳出一括で審査しました。

法人町民税で平成19年度補正予算では、累計20億円余計上されているが、20年度の当初予算では15億円となっており、厳し過ぎるのではないかと。単年度予算主義においてはインフラ整備等、積極的にやるべきものがあるのではないかと。それが先行投資というものと思うがどうかとの質問では、平成19年度、オークマから予想をはるかに超える納税があったが、新年度については、企業訪問等をして厳しく査定をしている。意見をいただいた内容については、適正な形で再度中身の審査をさせていただき、必要があれば早い時期にでも補正対応したいとの回答がありました。

また、教育部関係では、大口中学校の屋内運動場改修工事についての関連質問があり、屋根材のALC板脱落防止に対する安全確認上の見解について質疑が集中しました。最終的に酒井町長より、この予算については十分に教育委員会の意見も聞き、議会の意見を反映してつくってきた予算であり、今回の議案については、検討の結果というように理解をお願いしたいとの回答がありました。

さらに、北小学校、南小学校校舎よりも大口中学校の体育館は安全かと町長に確認した結果、そういう見解ですとの回答がありました。

そのほかに多岐にわたり質問があり、回答も適切に得ながら当初予算の所管分についての審査を終えました。

以上の審査経過を経て、議案第17号（所管分）の採決を行い、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第18号 平成20年度大口町土地取得特別会計予算について。

これについては質疑もなく、採決の結果、議案第18号は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第26号 平成20年度大口町社本育英事業特別会計予算について。

これについても質疑はなく、採決の結果、議案第26号は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託を受けました8議案の審査内容及び審査結果の御報告といたします。

議長（宇野昌康君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 木野春徳君。

健康福祉常任委員長(木野春徳君) 皆さん、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、去る3月10日の本会議において健康福祉常任委員会に付託を受けました12議案について、審査の内容と結果の御報告を申し上げます。

委員会は、3月12日午前9時30分より役場3階第1委員会室において、委員全員及び酒井町長以下関係職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案については、本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告を申し上げます。

初めに、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について質疑に入りました。

高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令に改めるということだが、どうして高齢者の医療と母子家庭の医療費の支給が関連しているのかとの質問に、おじいさん、おばあさんがお孫さんを扶養している場合には、おじいさん、おばあさんを受給資格者とはしないということで、法律施行令が関係してくると考えますとの答弁がありました。

また、関連で児童扶養手当は4月からどうなるのかとの質問に、平成20年4月1日から、順次5年を経過した方は半減していくという法律は生きていますが、これをストップさせる暫定措置の法律が成立し、4月以降については一定の手続をすれば半減はしないとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について質疑に入りました。

社会保険の被扶養者になってみえる方はどれくらいおられるのかとの質問に、新年度に入り支払基金から報告があると聞いており、現状では把握できておりませんとの答弁がありました。

包括払い制度という一定水準以上の医療が受けられなくなると言われているが、どのような方向で進んでいるのかとの質問に、診療報酬については3月5日に中医協から答申が出ましたが、まだ審議の段階であります。しかし、74歳以下の方と同じような医療が受けられると考えますとの答弁がありました。

社会保険の被扶養者の方は軽減が受けられるが、国民健康保険税を払ってきた方は軽減を受けられずに払わなければならないのかとの質問に、国民健康保険を資格喪失して後期高齢へ行かれる方には今までどおり保険料を払っていただくこととなりますが、残った国保世帯に7

割・5割・2割の軽減がかかっていれば、5年間はその軽減が受けられるとの答弁がありました。

各地域で説明会を開かれましたが、保険料の実態の話はされたのかとの質問に、当然皆さんが一番気になるところが保険料であり、十分説明したつもりですとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑に入りました。

後期高齢者医療制度が始まり、保険料が年金から天引きされ、より一層特別養護老人ホームなどに入所困難になる方がふえるだろうと思うが、そうした実態の調査はしているのかとの質問に、調査するよう検討しますとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

今年度の延長保育料の総額は幾らぐらいになるのかとの質問に、3月までの見込みで825万3,000円ほどになるとの答弁がありました。

延長保育料の徴収が現場では非常に厳しいと聞いている。それにより父兄の皆さんと保育士さんとの関係が悪くなると思うが、現場の様子はどうかとの質問に、延長保育の時間については、部屋に時計が置いてあり、確認は保護者の方をお願いしてあります。延長保育では時間が決めてある以上、約束事として部屋での確認ということで、お母さんたちにも納得していただいておりますとの答弁がありました。

昨年10月ごろ、中保育園で保護者の役員の方たちと懇談会のようなものが開かれ、その中で延長保育料の問題が出されたが、今回はそうした問題を扱う集まりではないと、一切お答えをしなかったと聞いていますが本当ですかとの質問に、その懇談会はあらかじめテーマが決められており、延長保育について質問された方には、時間の問題ですとか、テーマが違いましたので別の機会ということでお断りしましたが、20年度に必要であれば、ほかの利用料の関係も含めて懇談会を開催することにやぶさかではありませんし、設定もさせていただきますとの答弁がありました。

後期高齢者医療費助成事業の庁用備品購入費減が380万1,000円ですが、当初予算の2割ぐらいいしか使われていないが、何を購入する予定で予算を立てられたのかとの質問に、当初は後期高齢者医療システムの関係でパッケージ式を導入予定でしたが、情報課で他のパッケージとともに備品を購入したため減額となり、実際に購入したのは、パソコン2台、プリンター1台と、それらのサーバーラックを購入したとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

介護保険事業費補助金は電算システムの改修補助金と説明があったが、当初なかった補助金が今回ついたのかとの質問に、この補助金は議案第11号の激変緩和に関するシステム変更分として国からの補助金の増加があったとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

繰越金が大幅な繰り越しとなり、基金に組み入れないということであれば、少なくとも補正額に係る5,600万円ぐらいは加入者の皆さんに返すべきではないかとの質問に、この補正予算については、あくまでも11月末でさまざまな確定があり、それに伴った補正予算であり、12月、1月、2月の3ヵ月間の医療費、例えばインフルエンザやノロウイルスなどが発生した場合を考慮し、そうした医療費を見込んだ補正予算であるとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）について、歳入歳出を分けて質疑に入りました。

まずは歳入について、保育園の保育料が所得税の税率が10%から5%に減少することによって安くなる人数はどれくらいかとの質問に、人数についてははっきりしませんが、150人ほどの階層が変わると予想し、試算したところ、年間で770万円ほどの影響か出ると見ておりますとの答弁がありました。

後期高齢者医療の保険基盤安定拠出金とはどういうものかとの質問に、保険料の7割・5割・2割の軽減分の4分の3を県が負担するものであるとの答弁がありました。

児童福祉費補助金の地域組織活動費補助金の内容はとの質問に、これは特に児童センターを中心に、センターまつりや人形劇、映画会などの活動されている団体で、通称「元気クラブ」と呼ばれており、連絡協議会をつくらせていただき、そちらに1年間で15万円の補助をしており、県からその3分の2の10万円が町へ補助されてくるというものですとの答弁がありました。

続いて、歳出の質疑に入りました。

地域振興費のドリーム・コンプレックスとはとの質問に、ことし開催されるスペインのサラゴサ万博で子供の絵を飾るということで、今、募集をしているとの答弁がありました。



高齢者及び障害者の公の施設利用助成金とはどういうものかとの質問に、健康文化センター5階のトレーニングセンターが4月から指定管理者に移行することに伴い、現在は教育委員会で65歳以上の高齢者及び障害者の利用料の免除がされていますが、協議の結果、今回、65歳以上の方の健康を維持するための福祉施策として、その利用料を負担するものですとの答弁がありました。

民生委員運営事業の中で町福祉事業推進員とあるが、これはどういうものかとの質問に、民生児童委員33名の方への月額4,000円の報償費であるとの答弁がありました。

保育園費の賄い材料費で、地産地消ということで契約農家さんから納入される食材の割合はとの質問に、北保育園で実施している朝市会からの納入割合は、18年度実績の金額ベースで野菜や果物などが前回の13.4%、主食のお米は朝市で購入しており、こちらは33%となっているとの答弁がありました。

児童クラブの運営が臨時職員の方が13人おられますが、これは臨時の事業ではないのに、なぜ臨時職員で対応しているのかとの質問に、各センター、クラブには正職員を1名配置し、臨時職員の方は通常午後1時から午後6時30分までの5時間半勤務となるため、この事業については臨時職員の方をお願いすることが適当と思っているとの答弁がありました。

英語で遊ぼう会委託料とあるが、委託先はとの質問に、チャコンターナショナルというところで、現在は各保育園で月1回ずつ、英語を通じ、遊びや歌、ゲームなどを楽しんでいますとの答弁がありました。

無料で受けられる妊婦健診の回数が7回となったという説明があったが、国は何回程度が適当であると言っているのかとの質問に、国は14回のうち5回程度は公費で負担するのが望ましいという答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

介護保険の国からの調整交付金が1.1%であると説明があったが、国が負担していない3.9%は加入している被保険者が負担している。そういったことから、一般会計から繰り入れすべきではとの質問に、保険者の大口町が介護保険では一般会計からは繰り出しになり、問題があるのとらえておりますが、現実にやっておられる団体があるということですので、よく研究させていただきたいとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括

で質疑に入りました。

平成18年度の税制改正で軽減に該当しなくなった世帯に、なぜこの保険税には激変緩和策はないのかとの質問に、公的年金控除の緩和措置については、18年度、19年度、2年間のもので、どこかで一線を引かざるを得ないが、内部的に一度検討させていただきますとの答弁がありました。

特定健康診査に受益者負担はあるのかとの質問に、どの自治体も行う基本項目とその結果によってできる検査が3項目あり、これが詳細項目で、この管内で今提案しているのは、両方の項目を同時に実施するための費用として1,000円の自己負担をお願いするものですとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

歳出に事務費がないが、どうやって事務をするのかとの質問に、厚生労働省から基本的予算の組み方が提示され、事務費については、一般会計の福祉医療費の中で後期高齢者医療の助成事業に組んでありますとの答弁がありました。

保険料の徴収には普通徴収と特別徴収があるが、例えば夫婦世帯で御主人が75歳で奥さんが74歳の場合、御主人は特別徴収か普通徴収か、また残った奥さんの国保税はとの質問に、後期高齢者医療は基本には特別徴収ですが、年金種別と年金受給額及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額によって判断をするため、一概にどちらとも言えません。また、残った奥さんは引き続き国保税がかかることとなりますが、軽減措置を受けられている場合は、そのまま5年間軽減され、世帯割も半額になるとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託を受けました12議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 齊木一三君。

環境建設常任委員長(齊木一三君) 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、去る3月10日本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました7議案の審査内容と、その結果について御報告させていただきます。

当委員会は、3月14日午前9時30分より役場3階第1委員会室において、委員全員と説明員として酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案は、本会議において説明を受けておりますので、直ちに議案の審査に入りました。

それでは、質疑の概要と審査の結果を付託議案の順に御報告いたします。

まず最初に、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正につきましては、特に発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)について、歳入歳出一括して審査に入りました。

区画事業の関連で斎藤羽黒線の歩道整備がおくれていることもあり、重大な事故等も発生をしている。中小口土地区画整理事業の中に入れて、南側は整備をしていくという事情はあるが、北側歩道については区画整理事業と切り離し、できる部分から進めていくことはできないかとの質問があり、斎藤羽黒線は本線全体の整備促進を要望しており、県も交差点を挟んで東側も含めて改良という大きな事業整備をしていきたい意向があり、大規模な改修の事業化は難しいが、維持管理的な部分補修であれば対応してくれますので、さらに要望していきたいとの答弁がありました。

その他特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、歳入歳出一括して審査に入りました。

19年度水道事業の減額があったが、下水道使用減は町内大手企業節水の影響が原因か、また下水道工事は、市街化区域を進められている。市街化区域外においても住宅が密集しているところがあるが、連続的に整備した方がよいと思う。認可、あるいは補助金等の問題があるかもしれないが、投資効率がいいように思うがとの質問があり、丹羽広域に使用料徴収委託したことにより、電算入力が1ヵ月早まり、1ヵ月繰り上げたことにより、井戸水、また配水メータ

一の企業からの配水量が少なくなったもので、大企業で水道使用量が減となったものではなく、トータル的に年間で見ても変化はない。また、下水道工事は、計画上、まずは市街化区域、現在の認可区域を整備し、市街化が済んでから、改めて調整区域の住宅密集地を区域に取り入れ整備をしていきたいとの答弁がありました。

その他特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）について、歳入歳出一括して審査に入りました。

農業予算は毎年何億と土木費に使われているが、畜産業に町の補助金があるように思えない。畜産業が共存共栄していくためには、付近住民からの苦情に対処できる環境問題への取り組み、また人間関係を解決しなければいけない。においがしない畜産業を営むには、事業者だけでは設備投資できない。地産地消の方向性からも、事業が存続できる国や県の制度の説明、また町独自の補助制度が必要ではないかとの質問があり、畜ふんの野積み禁止、さらに水処理の法律も厳しくなっており、業を営んでいく上で多大な費用を要する設備投資ができない旨の相談は受けております。国・県の補助制度の説明はさせていただいておりますが、手が出せないという状況であるとのことであります。農業と調和のとれた形は重要なことと思います。共存共栄が基本でありますので考えていきたいとの答弁がございました。

生ごみ処理は、河北区民の方には大変協力いただいておりますが、江南丹羽環境全体ではほんのわずかであり、この分散型はこれ以上ふえることもなく、勇気ある撤退も選択肢の一つだと思う。全町農業公園構想の一環で生ごみ堆肥化施設が始まったが、ランニングコストが高く、現在の状況をかながみたとき、各家庭用のコンポスト、また電動処理機の補助金を増額し、啓発活動をしたらどうかとの質問があり、生ごみの堆肥化は各部落によって手を挙げられたところで、新たな申し出はないが、引き続き啓発活動に努め、今後も取り組んでいきたい。河北地区で行っていただいております生ごみ堆肥化事業があることによって町としては、これから取り組んでいく2市2町、広域化へ大口町としての意見を申し上げることができ、大口町独自の資源ごみ減量、生ごみ減量等もトータル的に積極的に啓発をしていきたいとの答弁がございました。

土地改良区の閉鎖が行われていないところがあるにもかかわらず、土地改良補助金が削除をされたが、今後はどのようにされるのか、また交付金で農業用排水路維持管理業務がなぜ廃止をされたのかとの質問があり、土地改良補助金は事業に対する補助金であり、下島、仲沖地区が終了したことで補助金はなくなったということであります。現在、2地区の閉鎖ができていないと聞いていますが、大口町改良区の役員と相談しながら、閉鎖に向けて地区でやってい

ただくよう話をさせていただいております。

また、農業用施設維持管理は、施設が改良区から町へ移管された後も負担金をいただき、それぞれの工区に対して交付していた経緯がありましたが、改良区が経常賦課金を廃止した関係上、改良区に入ってくるお金がなくなり、負担ができなくなりました。一方、集落内の側溝、排水路は、住民ボランティアでやっていただいております、不公平感があり、廃止をさせていただいたとの答弁がございました。

農業公園構想用備品について、食料廃油の再生燃料化装置の触媒法、排水処理は研究をされているのか、危険物を取り扱うこととなるが、資格者はいるのか。廃食油の回収実績は年間1,368リッターとのことであるが、大口町で使用される分3万7,000リッターを目標にされたらどうかとの質問があり、触媒方法は10種類ほどありますが、一番スタンダードなアルカリ触媒法、エステル交換方法で、排水は、環境、身体にも優しいポリ塩化アルミニウムという中和剤を使用し、排水放流をしていきますので問題はないと思っております。また、回収部分については、見えない循環型が成立している中、資源循環の出口と入り口をわかっただく効果を期待している。さらに、指定数量以上の場合は危険物貯蔵の許可が要りますが、家庭で灯油を保管している状態と同じで、危険物取扱主任者の必要はありませんとの答弁がありました。

一定量のバイオ燃料使用に対し、国・県の補助はあるのか、さらに苛性ソーダ、水酸化ナトリウムの劇薬を使用することとなるが、また設置場所はこの質問があり、補助制度が愛知県にはないが、新エネルギー機構が該当しており、調整をしていきたい。さらに、設置場所については、ハートフルに話がしてありますが、危険物を取り扱う機械であり、精製油保管場所の配慮等を考慮し、返事をいただいてから取りかかる予定であります。当然、念には念を入れた調整は必要であり、授産の安全は十分考えていきます。さらに、町が押しつけるのではなく、他の候補場所があれば当然考えていきたいとの答弁がございました。

今までの事業を続けながら高度な新しい事業に取り組むというのは問題がある、職員だけではできないので、当然ボランティアの皆さんの手をかりなければならないが、危険な物質を扱う認識は職員の皆さんにあるのか疑問である。押しつけとしか聞こえないが、まず町で試みるべきだとの質問があり、大口町の施策として取り組んでいきたい。押しつけでなく、ハートフルとの打ち合わせは今後も続けさせていただきますが、100%の了解を得た上でのことと思っております。リサイクルセンターへの設置とも思っており、町で試みて、合意がとれた時点でシフトしていくことは十分考えておりますとの答弁がございました。

精製油は混合して使うことになると思うが、軽油取引税について説明してほしい。また、この事業は環境に配慮したごみの減量、有資源物のリサイクル要素が強く、農業公園構想の一端というとはえ方でなく、衛生費の中で環境、循環の趣旨と思うが、計上する予算科目が違う

のではないかととの質問があり、混合することにより揮発油税がかかります。揮発油税は車両に係る税金でありますので、田・畑を耕すだけの車両は要らないが、道路を走ることにより発生し、いろいろな法律が絡んできます。また、衛生費で予算計上すべきとのことではありますが、菜種かすなどが農地に返っていく、さらに教育において給食などでも使えないかという発想のもとで構築をしており、「交流」「景観」を含めた形で全町的にやっていきたいゆえ、いろいろな切り口の中で農業公園構想で組まさせていただいておりますとの答弁がございました。

砂利採取ですが、現在、2カ所余り、6メートルより深く掘られてしまっているが、どうなっているのか。業者の解釈で砂利採取をしており、完全に条例違反を犯しているわけで、今後、告発の対象になっていくと思うがとの質問があり、仲沖2カ所、萩島1カ所の計3カ所が事業施工中であり、現条例の前の条例であったということではありますが、その埋め戻しをどうするか。掘削前の在来土の証明を求めています、100%の証明がとれず、業者と調整を図っており、現在、穴があいたままの状態であります。条例に照らし合わせてみれば条例違反という形でとらえており、弁護士さんとも調整していくとの答弁がございました。

155号線の幅員、23、30メートルと、いろいろな要望はあるが、柔軟に対応して少しでも進捗を図りたいという趣旨の説明があったが、今現在、どのような状況になっているのか。また、小口線については、路線全体の南側をどこまで用地買収をかけて、とりあえずやろうとしているのか。また、その全体事業の計画や予算、補助金の申請はどのように計画をされているかとの質問があり、155号線については、幅員による交差点部分の影響を前提とした検討図を平成20年度の予算でつくっていく中で、今後の検討課題としてテーブルに上がってくるといったような状況であります。また、小口線については、現在、路線測量はしていないため、事業費積算ができていません。路線については、樋田橋を通過して桃花台線までが計画路線となっておりますが、樋田橋の交差点部分が大きな公安との協議となってくることを考えますと、役場前線との交差点部分が第1工区的なものとなり、今のところ、三つの地区を分けた中で工事を進めていくということで想定をしておりますとの答弁がございました。

その他特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して審査に入りました。

まだ認可区域に入っていない地域があるが、その戸数はどのくらいあるのかとの質問があり、通常四、五年で整備できる区域を変更認可し、整備を行っており、認可区域は、人数で言いますと1万6,000人、区域外は5,000人となっておりますとの答弁がございました。

その他特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

続きまして、議案第25号 平成20年度大口市農業集落家庭排水事業特別会計予算について、歳入歳出一括して審査に入りました。

浄化されたときに出る廃棄物の処理はどのようになっているのかとの質問があり、脱水汚泥は、三重県の三重中央開発というところで処理をお願いしており、乾燥され、炭化肥料として10キロ当たりのビニールこん包されたものが返ってきますので、土壌を改良することで使っていただくよう説明をしており、プランターや花壇にまいていただければ、花や野菜の生育がよくなると理解しておりますとの答弁がございました。

その他特に発言なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号 大口市道路線の認定につきましては、特に発言なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました7議案の審査の内容と結果の報告を終わります。

議長（宇野昌康君） 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第6号 大口市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 議案第6号について反対の討論をさせていただきます。

町長初め当局の皆さんも、このことについては個人的には不本意である、理解ができないというような委員会での答弁もあったわけであります。この改正の内容は、現在9%の地域手当を国が示したゼロ%にするというものでありますけれども、その影響額は大変大きなものがございまして。勤続3年の主事クラスで年間28万円、部長や課長さんですと70万円以上の年間減収になるという、極めて職員の皆さんにとっては大きな内容であります。大口町だけがゼロ%になるのではありませんけれども、国が示した基準は、現在10%のところについて12%、あるいは15%に、一方ではしてもよいという基準を示しているところでありましてけれども、こうした基準を示している、その根拠については全く理解ができない。各自治体間で、さらに格差を拡大するというような内容も含まれているのであります。職員の皆さんのプライドとやる気を奪い、とんでもないにせ行政改革と、私は言わざるを得ません。

地方分権の時代、地方が主役、地方がみずから選択をし、そして集中して地域おこしをやって、住民の皆さんの信頼を築いていこう、こういう時代になったと一方では言っているわけでありましてけれども、こうした全く根拠希薄な国の基準に迎合しなければならないというのは、本当に情けない話であります。

真に地方分権、みずから決め、みずから実行するということが地方自治というふうに理解するのであれば、国が示す基準等について理解ができないのであれば、それについては徹底的に抵抗する、そしてきちんと自主的な判断でやるという姿勢が大切であろうというふうに思います。町当局もこのことについては何らかの手当を考えて、職員の皆さんのやる気、あるいは優秀な職員の確保等に努めていきたいと、一方では言っておられるところであります。こうした国のやり方について、今後ともきちんと是正措置をとるように強く求めていくとともに、職員の皆さん及び地域住民の皆さんの理解が得られるような措置をきちんととっていただくことを求めて、この議案に対する反対討論とさせていただきます。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例の一部改正は、平成17年に行われた人事院の勧告に基づき、地域手当の支給地域



に指定されていないことを是正するために、平成22年度から地域手当の支給を廃止するものがあります。国に準じて支給が行われてきましたが、今、その支給根拠は、支給地域の指定というものである以上、町執行部としては、これを機に地域手当の見直しに取り組むことを決定し、議案上程に至ったものであります。

今回の改正、廃止につきましては、職員の人生設計に大きな影響を与えることは明白な事実ではありますが、住民に支給根拠を説明できない以上、廃止すべきとの町執行部の苦渋の判断及び職員の理解を尊重したいと思います。

以上、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についての賛成討論といたします。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第6号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第7号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第8号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、反対の討論を述べさせていただきます。

この条例改正案の中には、後期高齢者医療に関する法律が載っております。これについては、私どもは反対の立場であります。よって、この議案に対して反対するものであります。以上です。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 鈴木喜博君。

9番(鈴木喜博君) 議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

これまでの老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に名称変更され、いよいよ4月には新たな後期高齢者医療制度がスタートします。この制度は、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて、負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであると理解しております。

今回の条例改正につきましては、これまでの老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に法律名が変更になったことに伴い、条例改正するものであり、適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長(宇野昌康君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第9号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(宇野昌康君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の討論を述べさせていただきます。

この条例、後期高齢者医療の中身については、大変大きな問題があります。75歳以上の人、そして65歳以上の障害者の方に対して年金から保険料が天引きされる、こういう中身になっております。また、保険料についての激変緩和措置というものが設けられましたけれども、これに該当する人は、社会保険の被扶養者のみであります。およそ1,600人のうち、300人ぐらいしか該当しないということがわかってまいりました。

また、今、順次説明会が開かれておりますけれども、この委員会の中で御説明があったのは、550の方に説明をされたということで、およそ3分の1程度ではないかなあというふうに思います。まだまだ多くの方々がこの後期高齢者医療の中身について御存じない、そういう状況が今も続いているのではないかなあと思います。

昨日でありますけれども、こういう新聞広告が入りました。これは新聞社は言いませんけれども、各主要紙に入りました。後期高齢者医療制度のお知らせ、「あしたの日本 第4号」ということで、政府公報、政府公報といいますと新聞の紙面に直接載るのが普通です。ところが、今回はこういうチラシという形にして新聞に折り込まれたんです。それほど政府の方も、住民の皆さん方に知られていない、こういう状況がきのうの新聞の折り込みを見ても明らかではないかということであります。

それからもう一つ問題なのは、国保税は、今10期で支払うことになっております。ところが、年金から天引きされると6期になってしまうんです。ということはどういうことかということ、一回一回の支払いが大きくなってしまふ。それから、年金から天引きされない普通徴収の人はどうかということ、これまた8期なんです。国保同様の10期ではない。ですから、この普通徴収の方でも負担は大きくなる、こういうことになります。

それから医療の中身、これも大変問題です。今度の医療の中身は、包括制というものが導入されて、一定水準以上の医療が受けられなくなる、こういうことも今決められてきております。

このチラシを見させていただいて、思わず私も笑ったわけありますけれども、後期高齢者医療制度は、生活を支える医療を目指しますというふうに書いてあるんですね。目指すんです、これから。じゃあ、生活を支えるだけの医療制度になっているのかということ、現在はまだなっていないということ、ここでもこのチラシを見ると、そうしたことを暴露しているんです。目指すんですよ、これから。

この中で私驚いたのが、在宅で安心して療養できる医療というのがあるんです。在宅で安心して療養生活を送ることができるよう、訪問診療や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の

専門家と介護サービスの提供者との連携により生活を支える医療を受けられます。こういうことが書いてあるんですけども、まだまだ現実にはこうした状況に今もなっていないのが実情ではないでしょうか。私はそうした点をとらえても、これは75歳以上の方々に対して大変過酷な医療制度であるということを思います。また、そうしたことを指摘させていただきまして、反対の討論とさせていただきます。終わります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成17年12月に決定された医療制度改革大綱の中で、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて、負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであると理解しております。

昨年の11月20日には、広域連合議会におきまして広域連合後期高齢者医療に関する条例が制定され、保険料等が決定されたところであります。今回の条例制定につきましては、後期高齢者医療に関する大口町の事務及び普通徴収に係る保険料の納期等を定めるものであり、適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第10号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

会議の途中ですが、10時40分まで休憩といたします。

（午前10時30分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時40分）

議長（宇野昌康君） 議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありますか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 委員会では、施設入所者の方について質問させていただきました。ホテルコストとか給食費が実費負担ということで導入されております。年金だけでは入所困難、こういう人もいらっしゃるやに思います。また、税制の改正などによって住民税の非課税等、こうしたホテルコストなどが軽減される、そういう人が少なくなっているところであります。こうした実態については、町の方も担当課の方から調査をするという御答弁もいただきました。その点については、私もぜひやっていただきたいというふうに思いますし、その点については評価ができるところであります。

激変緩和がこの条例案の中では大きな問題でございます。平成18年度の段階になって、この時点で65歳になっていない人、こういう方々が激変緩和されていない、こういう実態があるんです。ですから、年齢の違いはあるわけですが、しかし、同じ収入で同じような家族構成、こうした状況でも、保険料が平成18年のときに65歳になっていたかによって異なることになるのであります。そういう点では、保険料が違うというのは甚だ不公平ではないかというふうに思います。

議案第14号の補正予算については賛成をいたしますけれども、ぜひとも平成18年以前に65歳になった人と同様に、その後、65歳になった方については同じように激変緩和を私はずべきではないかというふうに思います。そういう点で、激変緩和していただくことについて反対はしませんけれども、同じ収入で保険料が食い違うというのは私は不公平だと。こうした方々に対しても激変緩和をするということを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長 ( 宇野昌康君 ) 他にありませんか。

( 「議長」と呼ぶ者あり )

酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) 議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、平成16年度税制改正の老年者控除の廃止と公的年金等控除の減額及び平成17年度税制改正の65歳以上の住民税非課税措置の廃止により、介護保険の保険料が大幅に上昇する方について、平成18年度及び平成19年度の2 ヶ年にわたり激変緩和を講じた保険料についての期限延長を目的としています。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づいて、激変緩和措置を平成20年度も延長し実施するものであります。対象となる方は、平成17年1月1日時点で65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方であります。

この範囲を拡大せよという意見ではありますが、今回の改正は、激変緩和の期限を延長することを目的としております。よって、今回の条例改正は、激変緩和を継続し、当該被保険者の負担を軽くするものであります。

なお、大口町として、これからも地方分権の流れの中で、弱者救済のため、町独自の施策の立案と展開を要望し、賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第11号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第12号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、反対の討論を述べさせていただきます。

この議案第13号には延長保育料の追加が組まれております。総額825万円になるという御答弁がありました。私は、子育て世代からこれだけのお金をむしり取って本当によいのかどうか、こうしたことが問われることではないかなあというふうに思います。

一方で、この平成19年度の補正予算では、法人税が3億5,000万円も追加となっております。そういった点からすると、お金がない自治体ではない、そういうわけではないと言えるわけがあります。そういう点で、子育て支援を十分に行っていただくためにも、この延長保育料については値下げをする、または廃止をする、それが私は大口町としての子育て支援を行う道では

ないかなあというふうに思っております。

以上で反対の討論を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 岡孝夫君。

4番（岡 孝夫君） 議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算における歳入の主なものとしては、好景気による企業業績向上に伴う法人町民税が3億5,000万円及び固定資産税2,000万円の増額、またそれらに伴う各種基金からの繰入金の減額、中学校建設事業費補助等を初めとした国庫・県補助金や中学校起債などが確定したことに伴う増減額の予算計上、さらに自主財源確保策として実施した国債運用利息や巡回バスにかかわる広告料収入の計上であり、一方、歳出については、それぞれ支出科目ごとの扶助費、委託料、工事費等、事業確定や精査に伴う減額計上であり、予算の施行に当たっては、それぞれの分野において効率的な運営及び適正に処理がされているものと判断し、一般会計補正予算（第7号）については賛成するものであります。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第13号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第14号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第15号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第16号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算に対する反対の討論を行わせていただきます。

まず延長保育料、この利用料については824万円組まれております。通常の保育料よりも延長保育料の方が高くなってしまおう人が24人、うち23人が母子家庭の世帯であるということが今議会でわかりました。平成20年度中に見直しをするということだが、今年度中にも値下げ、私は廃止をすべきではないかというふうに思います。

また、この今議会の中で値上げをするかしないか、これは町長の判断で行われたわけでありませけれども、職員が提案してきたなどという言いわけもありました。私は、そういう言いわけは大変見苦しい、このように指摘をせざるを得ない状況がありました。いろいろな意味で結果を受けとめ改善をすることで、私は民意に従うべきだというふうに思います。

また、この一般会計予算には、後期高齢者医療についての歳入もございませ。議案第10号で問題点は述べさせていただきました。説明を受ければ受けるほど、本当に人気のない制度であ



るといふことも明らかになってまいりました。

また、この予算には、愛知県の方の森林税の導入の予算が組まれております。CO<sub>2</sub>削減は急がなければなりませんけれども、一律県民税均等割を賦課するということは、私は甚だ今の現状では疑問が残ります。愛知県の借金は、高い利息のものもあるようでございます。低利のものへ借りかえは行われていないということも伺っております。借りかえをするだけでも相当な財源が生まれてくるものと思います。また、2,000億とも3,000億とも言われておりますけれども、設楽ダムがつけられる予定になっております。この建設予定地は、自然が大変豊富な土地だそうであります。砂岩質で地盤がもろく、自然破壊も大変心配されるとのことです。こうしたものをつくらなくても、飲み水などの確保は、もう既に十分されている、こういうことも伺うわけです。無駄なダムをやめて環境対策に県民税を回すべきだということも意見として述べさせていただきたいと思っております。

続いて、農業公園構想用の備品購入費でありますけれども、廃食油からBDFをつくる機械、これを障害者施設であるハートフル大口でやるという説明がございました。水酸化ナトリウムやメタノールなど危険なものを扱い、さらに排水の処理などはどうするのかなどをお尋ねいたしました。いろいろとる説明がありましたけれども、まず町がその機械を運転して、安全性、経済性などを確認して、そのことをまず町が実証すべきであるというふうに私は思います。

続いて、商工業振興資金の融資制度でございます。このたび、昨年10月だという御説明がありました、責任共有制が導入され、銀行が20%、愛知県の保証協会が80%、責任を持つことになりました。以前は保証協会が100%保証で、制度そのものの趣旨に沿った融資が行われておりました。ところが、銀行に20%責任を持たせることによって制度そのものがゆがめられ、融資が受けられなくなることが懸念されております。そして、その懸念が現実になっているということも私の身の回りでは聞くところであります。町としては制度の趣旨をよく理解して、銀行に対して指導されることを願うものであります。

砂利採取の問題であります。委員長報告の方でもありましたけれども、埋め戻す土は、よその土とまざってしまい、在来の土砂100%だという証明ができないと砂利採取業者が言っているということもこの委員会の質疑の中でわかりました。これは明らかに地下水保全条例に違反することです。早急な対応が求められるのではないのでしょうか。

中学校建設問題については、2億円もの予算にない工事が平成18年から19年にかけて行われました。専決処分もありました。また、町は、調査委員会を立ち上げて報告書を町長及び議会に提出をされました。町職員の対応のまずさもあったが、黒川設計にも過失があったことは明らかになりました。黒川設計に対する調査は不十分だ、こういう声もあります。文書の提出を求めている調査報告書であったにもかかわらず、議会が要求して初めて提出させるに至りまし

た。いよいよ判断材料は出そろった感があります。最高責任者である町長は、公平なけじめをつけるべきときが来たのではないのでしょうか。

この平成20年度の予算の中では、福祉給付金制度は現物給付、子供の医療費は中学卒業まで無料に、またひとり暮らしの75歳以上の人も町独自に福祉給付金制度を該当させるなど、評価すべきものは評価できます。私どもは、評価すべきことには評価し、反対すべきことには反対をする、そういう立場でございます。

以上で、この平成20年度の一般会計予算の反対討論とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

主な新規事業としては、中学生までの医療費の無料化、健康文化センター指定管理、病時・病後時保育の委託、可燃ごみの20%減量に向けた施策として資源ごみ回収事業助成、大口中の屋内運動場改修工事などであり、5本柱の施策についても、それぞれ具体的な実現に向け、幅広い視点から予算計上がなされております。

5本柱施策は、いずれも第6次総合計画の実現に向けた予算計上がなされており、また新たな歳入の確保や、集中プランによる事業の選択と集中による歳出の合理化・効率化、また将来的な北小学校の北部中学校への移転、南小学校及び西小学校の耐震補強工事、保育園の整備等、継続的な事業の財源確保として基金積み立ての増資なども図られているため、当初の予算編成は適切であるものと判断し、平成20年度予算については賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第17号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第18号 平成20年度大口町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第18号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第19号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を述べさせていただきます。

町当局におかれましては、国保税、これはこの中に後期高齢者医療の支援分というのがこのたび新たに導入されることになってきております。その条例改正は、また後になるのだろうというふうに思いますけれども、多くの自治体ではそうしたことによって国保税の引き上げ、そうしたものが新年度の予算の中で組まれている、そういうところが数多くあるというふうにも伺っております。

そうした中で、全体的に大口町は、この平成20年度については引き上げないという点については、私は評価ができるのではないかなあというふうに思います。町の方の御努力もあったんだろうというふうに思います。ところが、委員会の審査の中で、私は特定健診が始まるということで質問もさせていただきました。これは各保険者ごとに、保険者ですから健康保険ごとになるわけですが、健診、そして指導が行われるということになりました。私は、社会保険に加入してみえる被扶養者の方、こうした方々がきちんと健診が受けられるのかどうか、大変心配であります。健診難民というような事態が生まれないようにするためにも、役場窓口においても十分相談に応じられる、そういう窓口もつくってほしい、このように要望をしておきたいというふうに思います。

また、特定健診を受けるには、1,000円程度の負担をお願いしたいということでありました。これまでの住民基本健康診査は、無料で行われてまいりました。社会保険の被扶養者の方も、会社の方で受けられない、そういう方々も、この住民基本健康診査によって、ちょっとぐあいが悪いかもしいないということでも気軽に診査も受けられたところでもあります。ところが、今度は保険者ごとになり、さらには有料化されるということから、これは甚だ問題ではないかなあというふうに思います。

町は、国保だけをこの4月から対象にするわけでありましてけれども、私は、この特定健診については無料で引き続き受けられるようにすべきではないかということも指摘させていただき、この反対討論とさせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） 議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

新たな後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度からは国民健康保険特別会計予算に後期高齢者支援金などが新設されたところでもあります。この後期高齢者医療制度につきましては、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであると理解しております。

昨年の11月20日には広域連合議会が開催され、その中で愛知県の後期高齢者医療制度の保険料などが審議され、後期高齢者医療に関する条例が可決成立されたところでもあります。

今回の平成20年度国民健康保険特別会計予算につきましては、後期高齢者に対する支援金、老人保健拠出金など適切に予算編成がされており、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第20号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、反対の討論を述べさせていただきます。

議案第10号の後期高齢者医療に関する条例、こうしたものができることに伴って、この老人保健特別会計予算がこれで消滅をしていく、1ヵ月分の予算しかないという御説明でありました。これまでの老人保健制度は、高齢者の方々に対する医療費の軽減等、そうしたものもこれまでも行われてきました。しかし、だんだん高齢者の方々がふえるに従って、高齢者の方に対する医療の負担はふえていきました。しかしながら、この老人保健制度というのは、大変私は特筆すべきものがあると思います。この老健制度では資格証明書というものが発行されなかった、こういうことであります。ところが、後期高齢者医療制度になりますと、滞納して1年経過をすると資格証明書が発行されるようになります。この資格証明書というのは、お医者さんの医療費を10割負担しなければなりません。今度の後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、そして資格証明書が発行されると、もう医者にも行けないというような状況になります。そういう意味では、今度のこの老人保健の特別会計、これが1ヵ月分しか組まれていない、こういう状況では住民の皆さんの命と、そして健康が損なわれていく、そういう状況に私はなるのではないかなあというふうに考えているところであります。

以上のような理由をもって、この議案第21号については反対をさせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

これまでの老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に名称変更され、いよいよ4月には後期高齢者医療制度がスタートします。この制度は、平成17年12月に決定された医療制度改革大綱の中で、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて、負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであると理解しております。

愛知県におきましても、県内の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が設立され、昨年11月20日に開催された広域連合議会では保険料などが審議され、後期高齢者医療に関する条例が可決成立されたところであります。

今回の平成20年度老人保健特別会計予算につきましては、20年の3月診療分及び月おくれ分

など、適切な予算編成がされており、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第21号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を述べさせていただきます。

ここでは75歳以上の方、また65歳以上の一定の障害のある方の保険料をこの会計で見ているわけであります。年に18万円以上の年金がある人については特別徴収をする、それ以下の方については普通徴収をする、こういう説明がなされました。非常に問題なのは、町の方からも説明がありましたけれども、18万円に満たないような人があっても、ほかにまだ年金がある、そういう人もあるんだという御説明がありました。ところが、18万円に満たないような年金しかない、そういう高齢者の方も現実にはおられるわけであります。

また、今、国民年金を掛けている率は、3分の1程度の方が未納、もしくは免除、こういう状況になっておりますけれども、無年金の方もおられるというふうにも聞いておりますし、私の身の回りの中にもそういった方がおられます。無年金の人から、どうやってこの保険料を徴収していくのでありましょうか。私は、甚だその点についても疑問が残るところであります。

また、冒頭と同様の議案の中でも述べさせていただきましたけれども、75歳の以上の方、およそ1,600人くらいおられるというような御説明があったと思いますけれども、そのうちの550人程度の方々に説明をされたということだそうであります。まだまだ3分の1程度の方にしか直接的なお知らせはできていない、こういう状況があります。

また、先ほども紹介しましたけれども、こういうチラシが新聞にも折り込まれて入ってくるようになりましたけれども、こうしたものに目を触れる人が一体どの程度おられるのか、これも甚だ私は疑問が残るところであります。ぜひとも私は、こういう制度が始まるということ、そうしたことをお知らせをすることはもちろんでありますけれども、しかしながら、本当に低い年金の中から保険料も徴収をする、そういうことで本当にいいのかということが私は問われていることだというふうに思います。

私は9月議会の折に、アメリカのドキュメンタリー映画で「シッコ」のことについてお話をさせていただいた記憶があります。アメリカでは、民間の保険会社で大変な状況があります。人さし指や薬指、そうしたものが機械に挟まって切れたりなんかした場合、物すごい医療費が取られるということもありましたし、一方で、イギリスやカナダでは、お医者さんの窓口には会計という窓口がないということも、その映画を見て初めて知ったことであります。日本は、そうした国々から比べると大変おくれた国だなあとということを改めて実感した次第であります。

そういうことを考えますと、75歳も過ぎて、こうした年金、ほとんどの方が恐らく年金収入で生活をしておられる方だろうというふうに思います。そうした方々から保険料も取り上げる、そして医療費も払っていただく、こういう冷たい政治で本当によいのかということが、私は今この場で問われていることではないかなあというふうに思います。

以上の点を指摘して、反対の討論とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成17年12月に決定された医療制度改革大綱の中で、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであります。その運営は、都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合が担うことになっておりと理解しております。

愛知県におきましても、昨年3月20日に県内の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が設立され、同年3月末までに全国の都道府県において広域連合が設立されたところであり、

また、11月20日には広域連合議会が開催され、その中で愛知県の後期高齢者医療制度の保険料などが審議され、後期高齢者医療に関する条例が可決成立されたところであり、

今回の平成20年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、適切な予算編成がされており、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第22号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。  
議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。  
議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第24号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。  
議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第25号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。  
議案第26号 平成20年度大口町社本育英事業特別会計予算の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。



続いて、議案第26号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第27号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第27号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

#### 議案第28号について(討論・採決)

議長(宇野昌康君) 日程第3、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第28号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

#### 閉会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第3回大口町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時25分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長            宇 野 昌 康

大口町議会議員           柘 植       満

大口町議会議員           岡       孝 夫